

東海地震に関する緊急時の 対応について

- 1 警戒宣言が発令された場合、または、注意情報が出された場合は、授業を行わない。
 - (1) 在宅時は、登校しない。
 - (2) 登下校時は原則として帰宅する。(但し、状況によっては学校または最寄りの避難地に避難する。)
 - (3) 登校後は、学校の指示に従い速やかに下校する。
- 2 学校の再開は、以下のようにする。但し、交通機関・通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全が確認できるまで登校しなくてもよい。
 - (1) 注意情報以後に大規模地震関連情報として「東海地震の発生の恐れはない」という内容が発表された場合は、翌日から再開する。
 - (2) 警戒宣言発令以後に「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた場合は、翌日から再開する。
 - (3) 東海地震等大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで待機とする。
- 3 学校への連絡について
東海地震等大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤルを使用する。